

## 神奈川県議会における『看護』の3分54秒から ～名前の決まらない彼ら彼女らを忘れないで～

2025(令和7)年12月23日  
高橋 あゆ佳

### 1. 私の疑問から生まれた2つの問い

2025(令和7)年2月21日、私がtvk(テレビ神奈川)で神奈川県議会を観ることから始まる。

立憲民主党・かながわクラブの市川さとし議員がした看護に関する質問は以下である。「高齢化の進展に伴い、医療機関や在宅医療、介護施設等の様々な場面において、看護職員のニーズは今後ますます増大すると見込まれます。県内の看護職員のさらなる人材確保に向け、看護師を目指す若者が増加するよう、県としても取組を強化すべきと考えます。」そして、神奈川県健康医療局足立原局長の答弁の主旨は以下である。「看護職員のさらなる確保に向けた若者への広報について、看護の仕事や資格取得方法などを具体的に紹介した冊子「やさしさがキャリアになる」を10年ぶりに全面リニューアルし、今年は取組を拡大して県立高校2年生約7万人に配付し、今後も引き続き、看護師を目指す若者が増加するよう、着実に取り組んでまいります。」詳細を知りたいと考えた私は、神奈川県立図書館で会議録<sup>1)</sup>を読むこととし、さらに神奈川県看護協会が神奈川県へ提出した要望書<sup>2)</sup>を確認した。要望書には、

1. 看護職員確保のための賃上げの実現について(新規)
2. 神奈川県ナースセンター事業に係る委託費の適正化等について(新規)
3. 中小医療機関における看護師の継続教育に係る仕組みづくりと財政措置について(継続)
4. 潜在保健師の就業促進に向けた取組み及び統括保健師の配置に向けた働きかけについて(新規)

の4項目が書かれ(2-9)<sup>2)</sup>、神奈川県看護協会は県へ1. に看護職員、2. に看護補助者(看護助手)、4. に保健師の人材確保を訴えていた。神奈川県は市川さとし議員の1. 看護職員のうちの看護師の確保(市川249-250)に対し、広報を取り組むという回答(足立原 252)<sup>1)</sup>をしたが、神奈川県は神奈川県看護協会へ県が「看護職員のさらなる賃上げについて国に働きかける」ことを書面で回答した(1)<sup>3)</sup>。私は要望書<sup>2)</sup>について、看護補助者はなぜ看護職員と分けられたか、なぜ看護補助者は人材確保のみであったか、人材確保のために看護師は賃上げを要望したが最低賃金に近い看護補助者はなぜ賃上げを要望しなかったか、そしてそれはどのような経緯であるかを疑問に感じた。さらに、神奈川県立図書館のLib 活のテーマで説明された「労働」「福祉」「多文化」等は「看護」に当てはまると感じ、上記の疑問を2つの問いに要約し今回調査する。1回の3分54秒という短い県議会での時間を学び深め、私の疑問を全て解決し、その所感を、かながわに生きる私として、ここに記す。

### 2. レポートの対象

彼ら彼女らとは、看護補助者という看護助手である。名称は、看護補助者と看護助手の他、看護アシスタント、ナースエイド、メディカルケアワーカーなど、医療機関によってさまざまである<sup>4)</sup>。看護助手の分類は国際労働機関と異なり<sup>5)</sup>、厚生労働省や日本看護協会の定義において看護職員に含まれず看護要員に含まれる(表1)。2025(令和7)年10月20日、私の厚生労働省への電

表1 看護に携わる方々の1人と集団の名称(日本)

1人	集団	
看護師	看護職員	看護要員
准看護師		
助産師		
保健師		
看護助手		

(出典)『令和4年版 厚生労働白書 資料編』p.44,46、  
『平成20年度 厚生労働省補助金事業 看護職の多様な勤務形態導入  
モデル事業報告書』p.186、  
『平成4年 看護関係統計資料集』pp.18-19、  
『平成4年 看護白書』p.99,148、  
「看護婦の労働と意識 - 半専門職の専門職化に関する事例研究 -」  
東京教育大学大学院博士課程, p.34 より自作

話インタビュー調査では、国として認める看護助手の資格は現状無く、個人の判断に委ねられるという回答であった。以下、本レポートの年表である。最初の名前である「看護助手」で表記する。

看護助手年表(人材確保関連に赤字、賃金関連に黄色、仕事内容関連に緑)

西暦(元号)年	主な出来事	西暦(元号)年	主な出来事	立ち位置	西暦(元号)年	主な出来事	立ち位置	西暦(元号)年	主な出来事	立ち位置	西暦(元号)年	主な出来事	立ち位置
1860(万延元)	英看護婦学校創立	1950(昭和25)	国完全看護	看護助手が生まれる	1984(昭和59)	看護(人件費原価補償できない)		2003(平成15)	在院退院日数を短縮する流れへ	医師・看護師の補助	2011(平成23)	療養上の世話の一部を委譲する病院あり	チーム医療における専門家
1901(明治34)	米日本に聖路加病院設立		原看護指導所設置	家族の補助	1985(昭和60)	国看護体制検討会	看護師の補助	2004(平成16)	看護助手は准看護師より人数が多くなる		2012(平成24)	清潔ケア、食事介助等を教育される	
1935(昭和10)	県看護婦養成所設立	1951(昭和26)	米心臓解放			業務分担され始める		2006(平成18)	民間により資格化される	2013(平成25)	賃金調査		
1938(昭和13)	国厚生省誕生		看護「看護助手必要」		1986(昭和61)	米「看護婦不足に関する経済学的見解」		2007(平成19)	ベッドメイキングは業者へも、運搬・補充等を分担される	2015(平成27)	物品管理移譲の論文発表		
1945(昭和20)	国終戦と占領	1958(昭和33)	国基準看護4:4:2		1987(昭和62)	国看護体制検討会		2016(平成28)	賃金調査		賃金調査		
1946(昭和21)	米日本の看護婦再教育と看護制度改革	1976(昭和51)	米看護教育で供給できる		1991(平成3)	看護国際コン来日							
1948(昭和23)	国厚生省改組	1983(昭和58)	国「療養上の世話」の点数開示		1992(平成4)	国看護婦等の入付確保の促進に関する法律公布							

(出典)※参考文献に載っていないもの  
 『看護の女性性』カシオ・アジエリ論文 講演集p.35、  
 『看護補助者活用史』『看護補助者』大活躍「ガイド」p.9、  
 『現代日本女性問題』年表 1975-2008 p.77、  
 『ナースエイドが行う車椅子介助技術に関する患者満足度』第38回 看護管理 p.172、  
 『ナースエイド(看護補助者)が行う効率的な物品管理への情報提供』第16回日本医療情報学会看護学術大会論文集「JAMI-NL」p.174、  
 『平成22年版 看護白書』p.22-23、『平成25年版 看護白書』p.53

看護助手は、看護師の指示の下、看護補助業務を行う。看護とは、イタリア生まれ<sup>6)7)</sup>のフローレンス・ナイチンゲールがクリミア戦争の経験を基にイギリスで教えた教育と訓練を専門職業として独立させたものである<sup>8)</sup>。大きく、環境、整頓、食事、清潔、衛生、コミュニケーション、観察を看護とし<sup>9)</sup>、これを助ける業務を看護補助業務と呼ぶようだ。湯愼は看護に専念できるように短期間の教育をした人を助手、または補助者として加える必要が考えられると述べた(3)<sup>10)</sup>が、看護協会に看護助手は含まれない<sup>11)</sup>。1985(昭和60)年、厚生省「看護体制検討会」の答申発表後、民間会社による「看護婦さんを雑用から解放し、質の高い看護に専念させる」などの宣伝にのせられて、自らの手で看護というものを看護助手へ委ねた記述がある<sup>18)</sup>。1989(平成元)年に出入国管理及び難民認定法の改正があり<sup>19)</sup>、1994(平成6)年に看護婦不足を補うために比やマレーシアから1万人が来ていた<sup>20)</sup>が、2006(平成18)年にも日比経済連携協定の交渉や2009(平成21)年の協定利用で比看護師<sup>21)</sup>と比看護師候補者が看護補助業務でも国内へ入っている<sup>19)20)</sup>。人手不足を解消し看護婦が専門性を発揮できるよう段階的に看護助手へ業務を分担していく。看護助手は患者の治療が最善となるように働いている(表2)。2025(令和7)年10月24日の私の国際協力機構への電話インタビュー調査では、看護助手の海外派遣は無く、国内で協力している。

表2 看護助手の仕事の一般的な印象と国の考え

<ul style="list-style-type: none"> <li>○問診(患者の話を聞いてメモをする)</li> <li>○機材や薬品を運ぶ</li> <li>○食事の配膳・下膳</li> <li>○洗濯物の仕分けと持って行くこと</li> <li>○排泄・体位変換の介助</li> <li>○洗髪・シャワー浴の世話</li> <li>○ベッド周辺の清掃・整頓</li> <li>○ゴミ捨て</li> <li>○散歩の手伝い</li> </ul> <p style="text-align: right;">(出典)『永善堂病院の忘れ外来より収』                  『極北の光』p.361、                  『厚生労働』2024年3月号p.21</p>
---

### 3. 1つ目の問い「なぜ看護助手は要望書で分けられ議論されなかったか？」の根拠

1950(昭和25)年の完全看護という診療報酬では看護婦と看護助手を区別していなかった<sup>21)</sup>が、基準看護へ変わり、看護婦と分けられ、看護婦：准看護婦：看護補助者=4：4：2の点数配分<sup>20)22)</sup>となった。求めに応じ、1983(昭和58)年に看護の点数の一部が明らかにされた。翌年、看護婦は現状の点数の配分4では看護婦の人件費が原価補償されない<sup>22)</sup>ことを更に訴え、労働の人手を失わないように、「特類」という点数の分類の新設に至った<sup>22)</sup>。1986(昭和61)年、小林により米国の「看護婦不足に関する経済学的見解」に記述される「看護婦不足を改善する唯一最良の解決策は、看護婦の給与を他の労働者と比較して上昇させることにある」(71)を訳した本<sup>24)</sup>が出版された。日本は終身雇用で米国の看護師は派遣労働<sup>25)</sup>だが、人材確保の解決策として日本で受け入れられたと考える。それはさらにこの翌年、厚生省「看護制

度検討会」の答申で、医療費の国庫支出の削減と医療業界の再編動向にあわせたアメリカ型看護制度の後追いを真似るように狙った<sup>26)</sup>と思われたことが追い風となり、経済学的見解が受け入れられたと考える。法律では、1992(平成4)年公布の「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」に看護職員は入り、看護助手は入っていない事実がある。上記より、看護婦は米国の経済学的見解と日本の法を組み合わせ、人材を確保するために賃上げを訴える方法を取り<sup>27)</sup>、看護助手は2024(令和6)年の要望書<sup>2)</sup>の1. と2. で分けられたと考える。分け整理された要望を聞き取った議員は、神奈川県の看護職員の定義<sup>28)</sup>とも合わせ、2月21日県議会において、都道府県免許の准看護師と民間資格や無資格の看護助手が、診療報酬点数と人数の配分4割、米国の経済学的見解、法律に当てはまらないことから、看護師を選び発言したと考える。

#### 4. 1つ目の問い「なぜ看護助手は要望書で分けられ議論されなかったか？」の論述

同じ病院で同じ看護に携わる者でありながら看護の全員が議論に含まれないことに対し、なぜ県民である私たちは違和感を持たずそのままであったかだが、これは神奈川県の看護行政の歴史に答えがある。

ドミニコ会は看護の職業化前に「世話」をしていた<sup>29)</sup>が、日米ともにナイチンゲールが職業化した英国の看護をその範として仰いでいる<sup>30)</sup>。米人宣教師トイスラーによって設立された診療所(のちの聖路加国際病院)が東京市の設立した保健館(現中央区保健所)へ公衆衛生看護部の事業を移した1935(昭和10)年<sup>32)</sup>、神奈川県には県立の看護婦養成所があった<sup>8)</sup>。これに遅れたが、1938(昭和13)年に厚生省が誕生する<sup>32)34)</sup>。1941(昭和16)年からの戦争<sup>8)12)</sup>で聖路加国際病院は看護師を比マニラ市に派遣した<sup>35)</sup>。1945(昭和20)年の終戦に伴い、聖路加国際病院はGHQに接收された<sup>36)</sup>。日本は占領状態となり、GHQ(連合国軍総司令部<sup>8)</sup>)／公衆衛生福祉局(PHWと略)の初代看護課長オルト大尉は東京都内から近県にも足をのびし視察調査をする<sup>33)</sup>。8月21日、GHQ側から要請がありGHQ本土進駐の最初の地点は厚木市と横須賀市になると明らかにされた。8月22日に外務省が主体となり横浜地区占領軍受入設営委員会をつくり、8月28日にGHQが横浜に設置された<sup>33)36)</sup>。9月にGHQ公衆衛生福祉部看護課が設置され、1946(昭和21)年5月からオルト初代課長は看護制度改革に着手<sup>33)</sup>し、約3か月間、看護婦再教育の指示を出す<sup>33)</sup>。そして連合国軍看護婦による看護教育が始まった<sup>33)</sup>。オルトの指示は、その後オルソンへ引き継がれている<sup>33)</sup>。1948(昭和23)年7月、PHWの影響と考えるが厚生省は改組され、厚生省に医務局看護課(初代課長保良せき)が設置された<sup>8)32)</sup>。神奈川県は最初の設置県ではないが、12月にGHQから衛生部看護指導所(初代所長河村郁)が設置される<sup>8)32)</sup>。1954(昭和29)年に看護指導所に配属された岩間節子はGHQ占領中に看護婦となり、その後GHQの要望で神奈川県庁の看護係となり<sup>11)34)</sup>、県政で4年制の看護大学校を立ち上げる<sup>34)</sup>。看護行政は全国的にGHQにより改革されたが、神奈川県はGHQの影響を強く受けている<sup>11)</sup>。1991(平成3)年にもオルソンの来日があり、現在でもGHQは日本の看護行政を見ている<sup>35)</sup>と考えられる。半世紀にわたるGHQの看護行政への影響により、GHQの考え方や方法が私たちに染みつき、私たちは違和感をいだかなかつたのかもしれない。私は、生活に関わる賃金は理論があつたとしても全員を議題にのせるべきだと考える。

#### 5. 2つ目の問い「看護助手はなぜ賃上げを要望されなかったのか？」の根拠

要望書<sup>2)</sup>提出前年度である2024(令和6)年3月の看護助手の求人賃金は1,190～1,299(円/時間)、看護師の求人賃金は1,749～1,934(円/時間)である。県議会後である2025(令和7)年4月の看護助手の求人賃金は1,238～1,348(円/時間)、看護師の求人賃金1,837～2,014(円/時間)とどちらも上昇であつた。10月4日に神奈川県最低賃金が1,225円(+63円)となり、10月の看護助手の求人賃金はさらに上昇し1,286～

1,412(円/時間)、看護師の求人賃金は低下し1,774～1,938(円/時間)であった<sup>35)</sup>。県議会と賃金の関係をさらに調査するため、2025(令和7)年12月3日に神奈川県議会検索システムを用い、「看護」「賃金」をキーワードとし、期間を定めず検索した。その結果、212件の会議録が検索された。会議録の要約を神奈川県議会議題とし、これと神奈川県内の求人賃金をまとめた(表3)。

表3 神奈川県議会議題から見る看護助手と看護師の求人賃金(11月)

年	神奈川県議会議題	看護助手(円/時間)	看護師(円/時間)	年	神奈川県議会議題	看護助手(円/時間)	看護師(円/時間)
2013(平成25)	賃金調査、事業拡大で看護師不足となり養成へ	935～1,040	1,660～1,853	2019(令和元)	ベトナムを看護にも、看護(訪問)を支援	1,075～1,187	1,690～1,885
2014(平成26)	看護師養成補助金と奨学金免除	944～1,050	2,001～2,306	2020(令和2)	新型コロナ蔓延、EPA看護師に国庫補助	1,059～1,139	1,674～1,874
2015(平成27)	指導看護師へ謝金、奨学金免除	992～1,101	1,694～1,927	2021(令和3)	新型コロナで看護師増員で復職に奨励金	1,100～1,210	1,674～1,879
2016(平成28)	同一労働同一賃金議論、看護学校授業料見直し	1,012～1,105	1,738～1,921	2022(令和4)	復職で病院と看護職員へ奨励金	1,143～1,238	1,706～1,917
2017(平成29)	看護師職業紹介、看護修学資金貸付金	1,018～1,128	1,714～1,927	2023(令和5)	看護師を学校へ確保、看護修学資金貸付金	1,183～1,302	1,747～1,932
2018(平成30)	看護助手の採用不足、看護補助で看護師配置、津久井やまゆり園へ	1,051～1,187	2,055～2,288	2024(令和6)	看護師処遇改善、中井やまゆり園へ	1,231～1,331	1,770～1,945

緑字：人材確保要望、橙字：公金要望、赤字：前年と比較し賃金上昇、青字：前年と比較し賃金低下

(出典)「神奈川県議会検索システム」<https://ssp.kaiigroku.net/tenant/preff-anagawa/pg/index.html>(参照 2025年12月5日)  
『ハローワーク相模原』<https://jst.e.mhlw.go.jp/karagawa-hellowork/list/tw-sa-gamthara/102184.html>(参照 2025年11月21日) より自作

過去12年間において、議題に看護師の人材確保があがると、看護師の求人賃金が翌年上昇する傾向が見受けられ、経済学的見解が浸透しているとわかる。看護助手の賃金は毎年上昇していた。

## 6. 2つ目の問い「看護助手はなぜ賃上げを要望されなかったか？」の論述

県議会において職業集団としての訴えにくさが原因だと考える。医療者の賃金は診療報酬点数を基に税金から支払われる。そのため医療者は実績を評価されるが、職業団体として実績の主張もできる。看護助手は看護協会に含まれず、看護協会として主張できない。病院は評価される時、労働生産性の間接的判断である生産量の指標である「平均在院日数」等をみられている<sup>37)</sup>。これは1人当たりの入院期間である。

平均在院日数① =  $\frac{\text{ある期間内の在院患者延日数}}{\frac{1}{2}(\text{その期間内の新入院患者} + \text{その期間内の退院患者数})}$

平均在院日数② =  $\frac{\text{実退院患者の在院日数の合計}}{\text{退院患者数}}$

①は診療報酬上の算定要件(経営管理の指標)の計算式であり、②は診断群分類などに使われている。

計算式1 2つの平均在院日数  
(出典)「医療に従事する人のためのすぐわかる略語・用語集2024」p.156  
『看護統計要覧』p.151

平均在院日数の計算式(計算式1)において、評価に用いられる指標は①である。1958(昭和33)年の平均在院日数は62日<sup>38)</sup>である。1992(平成4)年は平均在院日数20日であれば病院は請求

求できる仕組みを検討されたが、看護婦はそれでは看護婦の件数が減価償却されないと再び平均在院日数25日で点数がつくように交渉し、25日となった<sup>35)</sup>。しかし保険料引き上げ政策により2003(平成15)年に診療の質を維持しつつ、平均在院日数の短縮へ向けていく<sup>37)</sup>こととなる。2004(平成16)年、看護助手の人数は准看護師を上回り、2006(平成18)年に看護全体として生産性改善のために平均在院日数短縮に取り組み、12.4日となった<sup>30)</sup>。看護助手の活用が国をあげて推進されるようになり、2010(平成22)年に日本看護協会は看護助手を管理する考え方を示した<sup>21)31)</sup>。保健師助産師看護師法で「診療の補助」と「療養上の世話」は看護師と准看護師の仕事としているが、2011(平成23)年、「療養上の世話」の一部を看護助手へ委譲する取組が1つの病院から出された<sup>38)</sup>。看護助手を今までより多く配置し国庫支出の削減と看護師の業務負担削減をすることに、国は手厚い診療報酬を認め続けている。

一方、医療者の実績のマイナス評価として医療事故が挙げられる<sup>37)</sup>(表4)。看護助手は件数も千分率も少ない実績であるが、本来は0件にしなければならない。しかし、学校教育の無い看護助手

表4 医療事故の当事者職種(看護助手と看護師)の事故件数と職種別の千分率

年	看護助手(件)	割合(%)	看護師(件)	割合(%)
2012(平成24)	11	0.06	1685	1.66
2014(平成26)	20	0.10	1822	1.68
2016(平成28)	18	0.10	2126	1.85
2018(平成30)	16	データ開示計算不能	2435	2.00
2020(令和2)	15	0.10	2453	1.92

\*千分率は、全体を1000としたときの割合である。単位の%はパーセントと読む。

(出典)「医療事故情報収集事業」『公益財団法人 日本医療機能評価機構』  
<https://www.med-safe.jp/content/report/html/StatisticsMenu.html>(参照 2025年12月13日)  
『令和6年版 看護白書』p.153,155

より自作

は教材を用意されていない。2025（令和7）年10月20日の電話インタビュー調査では、2006（平成18）年にTERADA医療福祉カレッジはメディカルケアワーカーの名称で資格化、ユーキャンは2015（平成27）年に看護助手で資格化、全国医療福祉教育協会は2019（令和元）年に看護助手で資格化した。民間資格の教育内容は、右記である（表5）。看護助手は必要な知識と技能を共通し、学び始めている。採用後に病院は上記の内容も含む研修を繰り返し行い、事故のない安心できる医療を患者へ提供している。私は、医療事故を防ぎ患者と医療にさらに貢献できるよう医療倫理を詳しく教育に入れるべきだと考える。

○看護マナー
○消毒学
○基礎心理学
○医科学(人体)
○疾患
○薬理学
○介護知識
○看護職の倫理綱領全16条

(出典)『看護助手認定実務者試験』p.5.  
『メディカルケアワーカー講座:受講ガイド』pp.5-6

看護助手は経済学的見解と法律に含まれない他、賃金が毎年上昇していたことから、看護協会から今回賃上げを要望されなかったと考える。私は、最低賃金と近く低い賃金である看護助手を実績に応じ評価し、医療事故に対する詳しい教育を入れ、賃上げを要望できるようにしてはどうかと考える。

## 7. 問いの結論

名前の決まらない看護助手は、歴史と所属から賃上げに関して要望されず議論に至らなかった。

## 8. 私の所感

県民は必要な日数だけ入院し、国庫や病院経営のために入院日数を努力されたくないでしょう。医療者も患者に合う入院日数が必要だと考えるでしょう。私は、病院運営に必要な人件費は国として支払うべきと考える。人件費は、病院の機能や規模に無関係に必要な人数分が支払われるべきである。このLib活で気付いたこととして、人手不足とは経済学における労働力不足であることが多いが、看護師は人手不足に患者が満足できるサービスの質を提供するための労働力不足を含む<sup>37)</sup>。看護師は賞与を足した給与総額から賃金を計算(計算式2)する<sup>37)</sup>。以下、私が把握した認識の異同の箇条書きである。

- 1) 看護職員に含める人は誰か
- 2) 人材確保の目標は量ではなく質か
- 3) 賃金に賞与や手当のどれを含めるか

$$\text{賃金} = \frac{[\text{決まって支給する現金給与額(月)}] + \frac{[\text{年間賞与その他特別給与額}]}{12}}{[\text{所定内実労働時間数(月)}] + [\text{超過実労働時間数(月)}]}$$

計算式2 看護師の賃金  
(引用)『看護サービスの経済・政策論 - 看護師の働き方を経済学から読み解く』p.71

私たちは、病院の規模や母体の所在地と、国会、県市議会という議論の場の種類や、看護職種の種類により最低限上記の認識違いを合わせるところから始めなければならない。私は、看護助手も含めて必要な人数と賃金の会議が必要だと考える。国が支払う点数分のお金が病院経営に足りるよう、神奈川県が国へ働きかけてくれることを期待する。看護助手は医療者の心を大切に私たちに接して欲しく、私たちはそれが朽ちない県政に参加したい。まずは全員で名前を決めるところから始めたい。

## 9. 参考文献

- 1) 神奈川県議会事務局『令和7年第1回神奈川県議会定例会会議録』神奈川県議会事務局, 2025年, pp. 249-250, 252
- 2) 公益社団法人神奈川県看護協会「令和7年度【県】への制度・予算要望書」『行政等への要望活動』<https://www.kana-kango.or.jp/association/activities/request.html> (参照 2025年9月3日)
- 3) 公益社団法人神奈川県看護協会「令和7年度【県】からの回答」『行政等への要望活動』<https://www.kana-kango.or.jp/association/activities/request.html> (参照 2025年9月3日)
- 4) ナースエイド 松村愛「看護チームの一員として患者に寄り添う看護補助者という仕事」『厚生労働』2024年, 2024年3月号, pp. 20-21
- 5) 竹中恵美子・清水澄子・堀越栄子『婦人労働とILO看護婦条約』労働教育センター, 1978年, p. 232, 238

Lib 活～学びを深める仕掛け～県民が編むかながわの半世紀 第4期  
～みんなでかながわの歴史を編もう～ テーマ：かながわに生きる私たち

- 6) 斉藤洋『はじめての伝記えほん ナイチンゲール』講談社, 2012年
- 7) 土田治男『子どもの伝記全集・18 ナイチンゲール』ポプラ社, 1969年, pp. 8-9
- 8) 佐々木幾美・吉田みつ子・西田朋子『看護師になるには』ベリかん社, 2014年, pp. 53-54, 56
- 9) 薄井坦子訳『ナイチンゲール著作集 第一巻』現代社, 1975年, pp. 141-147
- 10) 湯横ます「論説 看護教育の問題」『看護』1951年, 第3巻第4号, pp. 2-4
- 11) 神奈川県看護協会『あゆみ 神奈川県看護協会5周年記念誌』1990年, 社団法人神奈川県看護協会, pp. 38-39, 136
- 12) 国民医療研究所『看護が変わる－看護労働の未来と展望』労働旬報社, 1988年, pp. 24-26, 28-29, 36-37
- 13) 塚田典子『日本の介護現場における外国人労働者 日本語教育、キャリア形成、家族・社会保障の充実に向けて』明石書店, 2021年, pp. 14-15, 263-264
- 14) 全国准看護婦(士)看護研究会『准看護婦(士)白書』桐書房, 1994年, p. 194, 246
- 15) 安里和晃・前川典子『始動する外国人人材による看護・介護－受け入れ国と送り出し国の対話』笹川平和財団, 2009年, p. 28
- 16) 平野裕子・米野みちよ『外国人看護師－EPAに基づく受入れは何をもたらしたのか』東京大学出版会, 2021年, p. 195, 200
- 17) 久保祐子「看護補助者が看護チームの本当の一員となるために必要なこと」『看護展望』2015年, 8月号第40巻第10号, pp. 14-18
- 18) 日本看護協会『昭和58年版 看護白書 健康への希い－ニーズに応える看護の新しい取り組み』日本看護協会出版会, 1984年, pp. 14-26
- 19) 財団法人国際看護交流協会『看護統計要覧』メヂカルフレンド社, 1971年, p. 93
- 20) 早川佐知子『アメリカの看護師と派遣労働－その歴史と特殊性－』淡水社, 2015年, pp. i, 6, 329-331
- 21) 公益社団法人神奈川県看護協会『令和5年版 看護白書』日本看護協会出版会, 2023年, p. 4
- 22) 神奈川県衛生部医療整備課『看護職員実態調査報告 昭和62年2月実施』神奈川県, 1988年, p. 3, 16
- 23) 青山美智代・勝井伸子「修道女の歴史と看護の職業化」『四條瞭学園大学看護ジャーナル』2021年, pp. 1-8
- 24) 岡本祐三「“登録看護婦”制度の確立と“看護助手”出現の歴史」『看護学雑誌』1980年, Vol. 44 No. 8, pp. 858-863
- 25) 日本看護協会出版会『第3版 近代日本看護総合年表』日本語看護協会出版会, 1992年, pp. 21, 37-39, 45-49
- 26) 神奈川県衛生部医療整備課『神奈川県看護賞記念誌 私からのメッセージ ひとを守る、こころを護る』社団法人神奈川県看護協会, 1990年, pp. 1-3, 133, 146, 267-269
- 27) 京浜学園高等看護学科「看護制度の変遷」『昭和46年度 神奈川県看護学生研究論集』神奈川県衛生部, pp. 34-37
- 28) 高橋シュン「戦後における看護教育の変遷」『日本看護科学会誌』1983年, pp. 2-9
- 29) いのうえせつこ『占領軍慰安所－国家による売春施設－』新評論, 1995年, pp. 11-17, 213
- 30) 大林道子『助産婦の戦後』勁草書房, 1989年, pp. 5-6
- 31) 「岩間節子を通して見る神奈川の看護教育・看護行政」編集委員会『岩間節子を通して見る神奈川の看護教育・看護行政』青山社, 2019年
- 32) 日本看護協会『平成4年版 看護白書』日本看護協会出版会, 1992年, pp. 22-23, 29-30, 149, 155
- 33) ハローワーク相模原「統計&賃金情報」『ハローワーク相模原』[http://isite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-sagamihara/\\_102184.html](http://isite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-sagamihara/_102184.html)  
(参照 2025年11月21日)
- 34) 角田由佳『看護サービスの経済・政策論－看護師の働き方を経済学から読み解く』医学書院, 2020年, pp. 46-58, 69-73, 84, 124-135
- 35) 財団法人国際看護交流協会『看護統計要覧』メヂカルフレンド社, 1971年, p. 93
- 36) 中泉真樹「誘発需要のもとでの医療保険と診療報酬制度」『医療と社会』2003年, vol. 13 No. 1, pp. 3-26
- 37) 社団法人日本看護協会『平成19年版 看護白書』日本看護協会出版会, 2007年, p. 24-25, 96, 241
- 38) 公益社団法人日本看護協会『看護補助者活用推進のための管理者研修テキスト』公益社団法人日本看護協会, 2013年
- 39) 矢野真理・木川真由美「他職種との連携・業務の委譲 ナースエイドへ看護業務移行」『看護実践の科学』2011年, Vol. 36 No. 12, pp. 11-16